

泉大津市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

雇用・労働施策につきましては、府と大阪労働局（ハローワーク）などとの連携を図り雇用確保に努めてまいります。また、産業政策課やハローワーク・商工会議所など各関係機関との連携を図り、良質な雇用の確保を進めてまいります。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

雇用状況の改善を図るため、大阪府及びハローワーク等の関係機関との連携を図ってまいります。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

就労困難者の就労支援事業は、福祉部署はもとより関係部署との連携が必要不可欠であり、情報を共有しながら、地域に根ざした就労支援事業の充実に向けて、大阪府や各種関係機関への誘導・協力体制をさらに構築してまいります。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

大阪労働局より労働関係の法改正について情報収集を行い、各関係機関から発行されたチラシ

シ・ポスターの活用や市広報紙等での周知を行います。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

総合評価方式の契約については、平成18年度から本庁舎の清掃業務で実施しております。また、最低賃金については、請負者の法令上の責任として労働基準法や最低賃金法をはじめとする主な法令を遵守するよう明記しています。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

大阪府などの関係機関からの情報収集を行い、各関係機関から発行されたチラシ・ポスターの活用で周知を行います。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

各エリアで形成されつつある産業と中小地場企業との結合については、構築中の「産業振興ビジョン」の中でも、また地場産業界をはじめ市・商工会議所等の関係諸団体で構成する地域産業振興会においても課題となっており、今後、地場産業界や商工会議所などと連携し、意見・情報交換を行い調査研究してまいります。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

本市におきましては、臨海地区への企業誘致のため、平成13年9月に「泉大津市企業誘致促進に関する条例」を制定しており、その後誘致地区等の改正を行い、企業誘致に努めております。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

大阪府中小企業事業資金幹旋融資制度につきましては、中小企業者の資金需要に的確に応えるため、大阪府に対し大阪府市長会などを通じて制度の充実を要望してまいります。

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の趣旨に基づき、工事発注については、ランク別発注基準の遵守により地元中小零細企業に対する受注機会の確保に努めております。また物品の購入についても、地元中小零細企業に発注するよう努めております。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

入札参加者には「公正な入札及び工事等の適正な施工について」という文書により下請代金の支払いの適正化を指導するとともに、落札業者に対しては再度、文書により下請や労働者に対する適切な契約・支払いの遵守等の指導を行っております。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本市においては、地方交付税の総額抑制や市税収入の低迷のなかで、過去の公共事業に伴う34億円を超える公債費負担、団塊の世代の退職手当の急増など、依然として厳しい財政状況です。

この厳しい財政状況を克服するとともに、様々な社会環境の変化に柔軟に対応し、市民ニーズに的確に応え得る強靱で柔軟な行財政体質を確立するため、「いずみおおつ再生・未来プラン」の中で85の具体的な取り組みをお示しし、市民の皆様のご理解・ご支援のもと、簡素で効率的な行財政運営を推進していきます。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

① 住民の安心・安全を最も重視すること。

(回答)

「いずみおおつ再生・未来プラン」を中心に行財政改革に取り組みながらも、安全・安心のまちづくりを進めるため、事業手法の工夫等による経費の節減を図りながら、公共施設や住宅等の耐震化を促進していきます。また、各種団体や地域の方々の協力を得ながら、引き続き「青色防犯パトロール」を実施し、子どもたちの安全確保に努めます。

(2)－② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。

(回答)

限られた財源、厳しい財政状況のなかにあっても、「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については、重要項目と捉え各諸施策を実施していきます。

(2)－③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。

④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)③④について、すべての施策実施において、市民や職員の理解なしに進められるものではありません。市の施策に関する基本的な計画を策定する際には、引き続きパブリックコメントを実施していきます。市からの重要な情報媒体である広報紙やホームページでは、見やすさ・親しみやすさを今後も心がけていきます。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

地方分権の推進に関して、大阪府市長会や大阪府などと連携し、これらの機関を通じて国等への提言・要望活動に取り組んでいます。

国の関与を残したまま補助負担率を引き下げるなど、地方への単なる負担転嫁が行われ、まだまだ地方の自由度が確保されていないのが現状ですが、市民利益の向上を視点として、今以上に国等への提言・要望活動に取り組んでいきます。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方財源の充実確保に向け大阪府とも連携するとともに、今後とも大阪府市長会を通じ国に対

して要望してまいります。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

本院では、すでに内科の二次救急を24時間体制で実施しております。また、小児救急も泉州地区で輪番制で実施しています。産科医療は本年度中に地域周産期母子医療センター建設に着手します。

また、医師・看護師確保のためにお示しの各種施策をすでに実施しております。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護保険制度に係る研修は大阪府をはじめ市においても必要に応じ実施しており、特に地域密着型サービスに係る研修につきましては、平成21年度から市を主体として実施することになっております。また、介護サービス事業所における労働者の健康管理及び労働条件等については法令に則り運用されているところですが、大阪府の指導監査における必要書類の整備状況や市の立ち入り調査等を今後も実施してまいります。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

低所得の障害者で、居宅サービス・通所サービスを利用される方の負担上限額について、平成20年7月からさらに軽減されました。また、成人の障害者の方について、障害福祉サービスの負担上限額の算定に際し、所得段階区分を「世帯単位」から、「個人単位」を基本として「本人と配偶者のみ」の所得や資産で判断することになりました。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

メンタルヘルスへの対応の必要性はよく認識しているところであり、課題に対処できるよう今後研究してまいります。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生き育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

「次世代育成支援地域行動計画」で、地域における総合的な子育て支援策として5年間の具体的な目標事業量を定めています。通常保育については120名の定員拡大を掲げ、老朽化した60名定員の公立保育所の廃園にあわせて、社会福祉法人による120名定員の保育所の開園を平成19年4月に実施し、さらに、社会福祉法人による120名定員の保育所を平成22年4月開園に向け準備しており、待機児童の解消に向けた取り組みを着実に実施しています。

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

延長保育については、午後7時まで全園で実施しており、前記新設保育園において午後8時までの延長保育を実施しています。休日・夜間保育については、保護者のニーズや他市の状況等をよく見極めてまいります。ファミリーサポートセンター事業については平成16年度から実施し、会員登録・依頼件数とも順調に推移しているところです。

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

「次世代育成支援地域行動計画」では、地域ぐるみでの子育て支援活動を充実させるため、地域での子育てに関する自主的活動を促進し、子育て支援のネットワークを構築することとしています。

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継

継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

本市では、保育所で臨時職員を一定数雇用していますが、保育の質に影響の出ないよう職員会議等により情報を共有しその対応を図っています。また、人材育成のための研修については、大阪保育子育て人権情報研修センター等が実施しています研修会に積極的に参加し、保育士の資質向上に努めているところです。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

小学校の警備員配置については、放課後の留守家庭児童会への対応も含め、全校において配置を継続していく。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。
また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

本市では、大阪府のキャリア教育の推進に合わせて、子どもの成長段階に応じた働くこと・労働についての知識を体験的な活動や探求的な活動を通じて学校で指導しております。地域の方々のご協力を得て、小学校における「昔遊びの物づくり体験活動」や「総合的な学習の時間を活用した商店街での体験活動」、中学校における「職場体験活動」などの取り組みをしております。

教育内容のきめ細かな指導を可能とするためには、現在大阪府が実施しております小学校1・2年生の35人学級編制の施策はぜひとも継続していただきたいものであり、大阪府に要望するとともに、その動向を見守ってまいりたいと考えております。

また、地域や企業と学校との連携による「ものづくり教育」の機会につきましては、今後も地域との連携活動の充実に努めてまいりたいと思います。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

泉大津市要保護児童対策地域協議会において、児童福祉課を調整機関とし、児童相談所をはじめ

め教育・福祉・保健・医療の関係機関の連携により、早い段階での対応を図っています。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

本市においては、人権啓発課をはじめ児童福祉課・労働政策課など関連各課において相談窓口を設置しており、横の連携をとれるようその他関係部署も含めて連絡会を設置しています。

相談窓口は、広報紙やホームページを活用するほか、女性の相談窓口の一覧を記載したチラシ(「女性の相談窓口」)を作成し、市庁舎内及び市出先機関の女性トイレに設置するなど周知徹底しています。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市においては、すでに「泉大津市男女共同参画推進計画(にんじんプラン)」を策定しております。この「にんじんプラン」に沿って事業を推進しているところですが、昨年4月より「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」が施行されたこともあり、なお一層、計画の推進や相談体制の充実に努めてまいります。また、平成18年10月にオープンした拠点施設「いずみおおつ男女共同参画交流サロン(にんじんサロン)」を本年1月7日にリニューアルしましたので、今後、施設に見合う事業の充実を図ってまいります。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門(家庭・オフィス)など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

平成11年に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、公用車の集中管理や天然ガス自動車への転換、市立病院のE S C O事業、太陽光発電装置の整備、校庭等の芝生整備・緑のカーテン整備事業等をはじめとした取り組みを行ってまいりましたが、今後も引き続き様々な温室効果ガス削減に向けた取り組みに努めてまいります。

幹線道路の整備は計画的に施工しています。現在は南海中央線の北伸整備を進めているところですが、早期開通に向け今後も努力してまいります。

環境省では、12月を「地球温暖化防止月間」ならびに「大気汚染防止月間」と定め、ポスター等を作成し排出低減を広く呼びかけ、様々な取り組みや啓発活動を行っています。また、大阪府におきましても、交通渋滞・環境問題を解消するため毎月20日をノーマイカーデーとし、公共交通機関を利用するなどマイカー自粛を呼びかけています。

本市におきましても、職員に対する公共交通機関での通勤や公用車の使用抑制などの啓発を行っています。平成19年度から実施しております6月の環境月間では、環境に関するパネル展示などを行い、広く市民や来庁者に啓発活動を行っています。今後も引き続き公共交通利用の推進に努めてまいります。

民生部門等に対する対策強化といたしましては、環境フェアの開催、緑のカーテン設置事業、街頭啓発事業、出前講座、ホームページ・チラシ・冊子による啓発、広報紙における環境特集の連載をはじめとした市民等に対する啓発事業、また商工団体・企業等に対する出前講座や、商工会議所・企業・団体等と連携したハチドリ大作戦（環境保護キャンペーン事業）の実施、学校教育の一環として国・府・民間企業と連携し、エコカー等を利用した環境体験学習、また環境教育出前授業・温室効果ガス削減講座等を実施してまいりましたが、今後も引き続きあらゆる機会を通じて環境啓発に努めてまいります。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

「3R」の取り組みについては広報紙への掲載や市民の方を対象としたごみ減量のための出前講座を実施し、ごみの減量化・分別収集の徹底をお願いしているところです。

リサイクル率については、現在の分別収集の徹底を図ることにより、一般ごみの減量化及びリサイクル率の向上を図ってまいります。

食糧廃棄物の削減・リサイクルについては、平成18年度から一般家庭を対象に電動式生ごみ処理機購入助成金制度を実施し、ごみの減量及び意識付けを行ったところであり、また外食産業においては、平成19年度に改正された食品リサイクル法により再生利用等の実施率(リサイクル率)を平成20年度までに40%と定められておりますが、今後は、大阪府を通じ国に対して対象事業者の拡大やリサイクル率のアップ等を要望してまいります。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

本市では、大規模災害に備え小・中学校を避難所に指定し、二次的に開設する避難所として公立幼稚園及び保育所等を指定しております。また、泉大津高校や民間保育所と災害時応援協力の覚書を締結し、大規模災害時に避難場所を提供していただくなど避難所の確保に努めております。

避難所への誘導標識につきましては、太陽光電池式避難誘導標識及び市街地表示式避難地案内板を年次的に増設しています。

その他の災害対策につきましても、関係機関等と調整を図り整備を進めているところです。

次に、災害時に地域の防災拠点となる小・中学校施設の耐震化については、「公共施設耐震対策計画」において当初計画より2年短縮し、平成26年度を目途に耐震化を図ることにしています。

また既存民間木造住宅につきましては、「泉大津市耐震改修促進計画」により、平成20年6月から「泉大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱」及び「泉大津市木造住宅耐震改修補助金交付要綱」に基づき耐震診断・改修工事の補助制度を実施しています。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりをめざして、泉大津警察と連携を図るとともに、泉大津市防犯委員会活動の充実に努めています。

また、子どもたちの登下校時に合わせて「青色防犯パトロール」を実施するとともに、各小学校区地域においてはPTAや自治会・防犯委員会・青少年対策協議会・青少年指導員協議会・更生保護女性会・すこやかネットなどの各種協力団体により構成された「子どもの安全見守り隊」が見守り活動を展開し、子どもたちの安全確保に努めております。

さらに、警察官OBのスクールガードリーダー3名に、登下校時のパトロール、通学路の危険箇所の発見や学校への安全に関する指導もお願いしております。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

都市化が進み、兼業での米作以外にこれといった農作物の栽培がない本市においては、単独での食糧自給や地産地消への取り組みは困難ですので、広域に事業を展開する J A などと連携し本市での取り組みを考えてまいります。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権を救済する法律については、整備が必要であることは認識しているので、大阪府と連携し国に働きかけていきたいと考えています。また、人権啓発活動についても大阪府と連携しながら推進してまいります。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市では、昭和59年7月に核兵器の廃絶と戦争のない平和な市民生活を願い「非核平和都市宣言」を行い、平和メッセージ展・平和バス見学会及び平和パネル展などの各種平和事業を開催しております。

今後もこれらの事業を通して平和事業を推進してまいります。